

山口市自主防災組織育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の自主防災組織の防災活動を支援するために交付する山口市自主防災組織育成事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 山口市自主防災組織認定要綱（平成18年6月30日制定）に基づき市長が認定した団体をいう。
- (2) 地域自主防災組織 自主防災組織のうち次の地域単位で構成するものをいう。
大殿、白石、湯田、仁保、小鯖、大内、宮野、吉敷、平川、大歳、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、佐山、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東
- (3) 単位自主防災組織 自主防災組織のうち前号以外で構成するものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、次に掲げる事業（以下「事業」という。）を実施する自主防災組織に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 防災資機材整備事業（地域自主防災組織を除く）
- (2) 地域防災活動事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象は、別表第1に定める資機材の購入及び活動に要する経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、山口市私設消防組消防施設整備費補助金交付要綱（平成17年10月1日制定）、山口市消防施設補助金交付要綱（平成17年10月1日制定）又は山口市自衛消防団運営等補助金交付要綱（平成17年10月1日制定）の適用を受ける経費については、補助対象経費から除くものとする。

(補助率等)

第5条 補助率、補助金限度額及び交付の制限は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 自主防災組織の代表者（以下「代表者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、事業を実施する前に、自主防災組織育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 見積書(写)その他補助対象経費の内容が確認できる書類

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、当該申請が適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、自主防災組織育成事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により代表者に通知する。

(事業内容の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた代表者(以下「補助事業者」という。)は、事業計画書の内容に変更が生じたとき、又はやむを得ない理由により事業を中止しようとするときは、自主防災組織育成事業変更(中止)承認申請書(様式第4号)(以下、変更(中止)承認申請書という。)により市長に申請し、承認を受けなければならない。この場合において、事業計画書の内容の変更にあつては、当該変更が確認できる書類を添付しなければならない。

ただし、計画どおり事業を実施した場合において、申請額に増減が生じたときは、変更(中止)承認申請書の提出を要しない。

2 市長は、前項の申請を承認する場合は、自主防災組織育成事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により代表者に通知する。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業を完了したときは、速やかに自主防災組織育成事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

なお、前条第1項ただし書きに該当する場合は、増減の理由を明らかにしなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第7号)
- (2) 補助対象経費の領収書又は請求書の写し
- (3) 事業の実施が確認できる写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の報告があったときは、これを審査し、事業が適正に実施されていると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、自主防災組織育成事業補助金額確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 第10条の規定による補助金額確定通知を受けた補助事業者が補助金を請求するときは、自主防災組織育成事業補助金請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があった場合は、概算払いにより交付することができる。

(補助金の交付の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(資機材の適正な管理)

第13条 防災資機材整備事業を実施した補助事業者は、整備した資機材を善良な管理者の注意をもって適正に管理しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年6月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行前の第5条の規定により、防災資機材整備事業の補助金の交付決定を受けた補助事業者で、施行後の第5条の規定により補助金限度額が増加する場合は、30万円から施行前の補助金限度額20万円を差し引いた10万円を補助金限度額として、施行日以降に実施する防災資機材整備事業の補助金を1回限り申請できるものとする。この場合の補助率は第5条の規定のとおりとする。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

(1) 防災資機材整備事業

区 分	物 品 名
情報収集伝達活動資機材	携帯型無線機、携帯ラジオ、携帯拡声器など
消 火 活 動 資 機 材	消火器、三角消火バケツなど
水 防 活 動 資 機 材	防水シート、シャベル、つるはし、スコップ、土のう、杭など
救 出 活 動 資 機 材	ヘルメット、防塵メガネ、懐中電灯、大バール、大ハンマー、可搬式発電機、投光器、コードリール、ロープなど
救 護 活 動 資 機 材	担架、救急セット、毛布、シートなど
生 活 維 持 活 動	炊飯設備、組立てテント、非常食、飲料水など
そ の 他 資 機 材	防災上有効なものとして市長が認める資機材

備考： 上記以外の物品であっても、それぞれの用途に有効であると認めるものについては対象とする。

(2) 地域防災活動事業

区 分	内 容
啓 発 活 動	防災意識の向上を目的とする活動に要する経費 【例】 ・啓発用チラシ、パンフレット等の印刷費、資料の購入費 など
訓 練 活 動	防災訓練の実施に要する経費 【例】 ・傷害保険に加入する場合の保険料 ・消火訓練の実施に要する燃料費、消火器充填費 ・炊き出し訓練の実施に要する燃料費、材料費 など
研 修 活 動	防災知識の向上を目的とする研修会の開催又は参加に要する経費 【例】 ・講師謝礼 ・資料購入費、印刷費 ・研修参加費（受講料、申込料） など

別表第2（第5条関係）

【 地域自主防災組織 】

○ 地域防災活動事業

補助率	補助金限度額	交付の制限
3分の2以内	50,000円	各団体年度1回限り

備考 上記により計算した額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

【 単位自主防災組織 】

○ 防災資機材整備事業

世帯数	補助率	補助金限度額	交付の制限
300世帯未満	3分の2以内	200,000円	各団体1回限り
300世帯以上		300,000円	

備考 世帯数は当該年度の4月1日現在の数とする。

上記により計算した額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

○ 地域防災活動事業

世帯数	補助率	補助金限度額	交付の制限
300世帯未満	3分の2以内	30,000円	各団体年度1回限り
300世帯以上		50,000円	

備考 世帯数は当該年度の4月1日現在の数とする。

上記により計算した額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。